健全化判断基準·経営健全化基準

健全化段階 早期健全化段階 財政再生段階 [財政の健全化判断基準] 別府市の指標 一般会計 12.25% ~ 20% ~ 実質赤字比率 実質赤字額なし 公共用地先行取得事業特別会計 起債の制限 財政再生計画の策定(議 -般会計 40% ~ 連結実質赤字比率 連結実質赤字額なし 17.25% ~ 全特別会計 外部監査の義務付け 実施状況の議会報告 一般会計 2.1% 実質公債費比率 全特別会計 25.0% ~ 35% ~ ·部事務組合 ·般会計 ·全特別会計 財政健全化計画の策定(議会の議決) 将来負担比率 -部事務組合·地方公社 14.2% 外部監査の義務付け 350.0% ~ 第三セクター等 実施状況の議会報告 「公営企業の経営健全化基準」 20.0% ~ 資金不足比率 公営企業会計 資金不足額なし

早期健全化段階

「早期健全化段階」は、いわばイエローカードともいうべき段階で、議会の議決を経て「財政健全化計画」の策定が義務付けられるとともに、実施状況を、毎年度、議会に報告し公表しなければなりません。 また、早期健全化が著し〈困難であると認められるときは、都道府県知事は、必要な勧告をすることができるとされています。

財政再生段階

「財政再生段階」は、いわばレッドカードともいうべき段階で、地方債の起債制限を受けるとともに、議会の議決を経て「財政再生計画」の策定が義務付けられ、実施状況を、毎年度、議会に報告し公表しなければなりません。また、財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できるとされています。